



開催の趣旨等

【開催の趣旨】

自動車運転の業務に関しては、働き方改革の取組を進める中、時間外労働の上限規制の適用が**令和6年(2024年)3月31日まで猶予**されており、これまで、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準が適用されていなかったことから、**適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要**です。

そのため、秋田労働局は、時間外労働の上限規制の適用猶予の最終年度として昨年度に引き続き、秋田運輸支局と連携し、秋田県トラック協会の協力の下、改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた道路貨物運送業に対する労働時間等説明会を開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行っています。

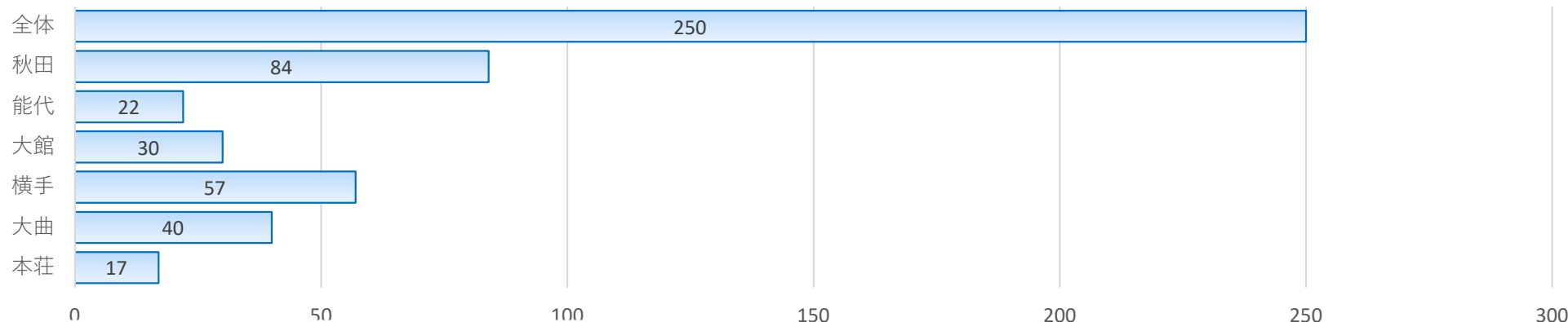
【説明会の内容】

- 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の改正内容（トラック）について（労働基準監督署）
- 時間外労働の上限規制ほか改正労働基準法について（労働基準監督署）
- 令和5年10月1日から順次施行される貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る改正労働安全衛生規則について（労働基準監督署）
- 2024年問題に向けた取り組み（東北運輸局秋田運輸支局説明）

開催結果

令和5年度：**令和5年7月**と**同年8月**に合わせて**6回開催**、道路運送事業者等**250事業場**が参加しました（以下グラフ参照）。

単位：事業場



労働基準監督署による荷主等への要請について（トラック）

労働基準監督署による要請（新規：令和5年1月～）

- ▶ **荷主・元請運送事業者に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
(要請の内容) 長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**省内HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の周知を実施。



立入調査時に情報収集



運送業者



労働基準監督署

厚生労働省

省内HPにおいて情報収集

情報提供（拡充）

働きかけに活用

国土交通省

法に基づく「働きかけ」等

荷主に対する要請状況
全国計**8,657件**
(令和5年1月～9月)

荷主への要請（新規）



発荷主

着荷主

- ※ 荷主への働きかけ等の実施に当たり、厚生労働省から提供された情報も活用
- ※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底（本年4月措置済）